技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1.現 状

(1)職種ごとの人数 平均給与 平均年齢等、民間との比較表

井川町の給与・定員管理等について」の2、(1)、技能労務職欄を参照してください。

(2)職種ごとの年齢別の人数

平成19年4月1日現在、単位:人

										7 17%	13+	1 /]	<u> ㅁ٫ၾ, ᆍ, ம</u> , ,
	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
		~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	合計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
学校給食員							1						1
用務員										2	1		3
運転手											2		2
その他 (補助看護師)											1		1

(3)その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)

技能労務職給料表は国の行政職 (二)の 1級~ 3級を用いて給料を支給している。諸手当の種類としては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、及び退職手当で、該当する諸手当を支給している。また、特殊勤務手当の種類としては職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和 36年 12月 22日条例第 23号)第 2条第 1号から第 11号のとおりであるが、技能労務職に関係する特殊勤務手当として、第 2号、第 4号、第 5号、第 6号、第 9号、第 10号がある。昇給基準等に関しては、一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 32年条例第 59号)の適用を受ける職員の例によって支給している。昇給の抑制措置としては、一般職と同様に 55歳より昇給の抑制を行っている。

2.基本的な考え方

技術労務職員に関しては、上記記載のとおり、ここ数年で大半が退職することを踏まえ、技術労務職の職には職員を補充しないで、民間委託・一部廃止等を検討する。

3.具体的な取組内容

給料については、当町の技術労務職員の給与は職種ごとに格差はあるが総体的に比較すると民間より高いものの、他の公務員と比較すると、決して高等ではない現状から、今後も国の行政職 (二)を用いて支給する。諸手当については、特殊勤務手当のうち特殊性が薄れた手当もあることから、今後、職員組合と協議し廃止の方向で検討する必要がある。昇給等に関しては、勤勉手当の支給率も含め一般職と同様に勤務評価の実施を検討している。

4.その他

今後、集中改革プランで策定した目標数値等と同様に目標を達成するよう民間委託 ←部廃止等を検討し定員管理の適正化に努める。